中小企業いばらき

CONTENTS

クローズアップ	1
中央会ニュースダイジェスト	Ģ
国・県・関係機関からのお知らせ	15
月次景況調査結果	18
団体扱保険制度・共済制度案内	21
由由 <i>今だ</i> トロ	2

0ctober 10 2025 No. 804



ひたちなか市 国営ひたち海浜公園「コキア」 出典:観光いばらき https://www.ibarakiguide.jp/

中小企業省力化投資補助金の紹介

中小企業省力化投資補助事業(以下「本事業」という。)は、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等が IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的としています。

本事業は、製品カタログに登録された省力化製品を選ぶ「カタログ注文型」とオーダーメイド(セミオーダーメイド)で省力化設備を導入できる「一般型」があります。

カタログ注文型は、随時応募を受付けしており、一般型は、年に数回、公募しており、現在、第4回の公募中です。

本号では、本事業の概要を紹介しますが、詳細は以下、特設サイトをご覧ください。

https://shoryokuka.smrj.go.jp/

◆カタログ注文型とは

付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品をカタログに登録された省力化製品のなかから、自社の課題・業種・業務プロセスにあった製品を選び、販売店(販売事業者)と共同で申請する補助金。カタログに掲載している省力化製品は順次、追加更新している。https://shoryokuka.smrj.go.jp/catalog/

◆一般型とは

一般型は令和7年に新設された。カタログに登録されていない省力化設備や個別の現場や事業内容等に合わせた設備導入、システム構築等の多様な省力化投資を支援する補助金。ものづくり補助金の目的が「革新的な新製品・サービスの開発等」であるのに対して、中小企業省力化投資補助金[一般型]は「生産・業務プロセス等の効率化(省力化)」が目的。

https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/

省力化投資補助金「カタログ注文型」と[一般型]の比較

自力に対象性の立つプログルス至って、放至っつた。								
	カタログ注文型	一般型						
補助対象	カタログに登録されている製品が補助対象。	現場にあわせて、独自の設備やシステムを選						
	製品の本体価格や導入経費などが補助対象経	定・導入できる。オーダーメイドの設備や複						
	費。登録カテゴリー・登録製品は順次追加更	数の汎用設備を組み合わせた導入が可能。機						
	新している。	械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、						
		専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用						
		費、外注費、知的財産権等関連経費が補助対						
		象経費となる。						
補助上限額	補助上限額は従業員数に応じて設定される。	補助上限額は従業員数に応じて設定される。						
	たとえば、従業員数が5人以下の場合、上限	カタログ型より高く、従業員数が5人以下の						
	200 万円 (大幅賃上げ要件を満たす場合は 300	場合、上限 750 万円(大幅賃上げ要件を満た						
	万円)。	す場合は 1,000 万円)。						
補 助 率	一律で 1/2 以下。	中小企業で 1/2、小規模・再生事業者で 2/3、						
		補助金額が 1,500 万円を超える部分は一律で						
		1/3 _°						
公募方法	随時公募を受け付けている。いつでも申請が	公募回制。公募回の締切にあわせて申請する。						
	可能。							
申請書類	省力化効果が認定済みの製品を導入するた	省力化効果などを説明した事業計画等、カタ						
	め、申請書類も簡便。販売事業者と共同で申	ログ注文型よりも詳細な申請書類が求められ						
	請する。	る。						
交付決定	申請から交付決定まで最短1カ月。採択=交	3カ月程度の審査を経て、交付決定となる。						
	付決定のため、迅速な事業着手が可能。	カタログ注文型よりも事業着手まで時間がか						
		かる。						

《カタログ注文型公募要領の概要》

令和7年9月19日更新

※公募要領は変更する場合があるので、申請の際は特 設サイトに掲載の最新の公募要領を参照のこと。

◆本事業の概要

〇目的

中小企業省力化投資補助事業(以下「本事業」という。)は、令和5年度からの3年間を変革期間とすることを踏まえ、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等が IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とする。その際、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品で補助の対象となるものをあらいじめ登録・掲載し、中小企業等 が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

○定義

(1) カタログ

「カタログ」とは、本事業においては、中小企業等が簡易・迅速に導入できる汎用製品であって、従前と同等又はそれ以上の付加価値を産出するために投入する労働量を減少させることで人手不足の解消の効果をもたらす製品を、あらかじめ補助の対象として登録した製品のリストを指す。カタログは中小企業省力化投資補助金事務局(以下「事務局」という。)のホームページ等で公開されるものとする。

(2)製品カテゴリ

「製品カテゴリ」とは、ある特定の業務に使用され類似の効能を発揮する製品でありその動作原理、外観、規模等において大きな差の無いものを総称するための分類を指す。製品カテゴリは、工業会等が会員企業等の製品カテゴリへの登録の要望等を踏まえ、中小企業庁に対して登録申請を行い、中小企業庁が業所管省庁等と協議して認定を行う。その際、個々の製品カテゴリに対して、工業会等において承認を受けた省力化指数(当該製品カテゴリが対象業種の業務領域においてどのような省力化効果を生み出すか、定量的な説明を行う指数)が策定される。

(3)省力化製品

「省力化製品」とは、(4)で定義する省力化製品製造事業者が製造し、(5)で定義する省力化製品販売事業者が販売する、カタログに登録された汎用製品を指す。製品登録においては当該製品カテゴリの省力化指数を満たすか等を工業会等及び事務局が審査し、

中小企業庁が承認した製品等がカタログに登録され、 中小企業等が交付申請に当たって選択できるように なる。

(4)省力化製品製造事業者

「省力化製品製造事業者」(以下「製造事業者」という。)とは、中小企業等の人手不足解消に効果がある IoT、ロボット等の省力化製品を製造している事業者、省力化製品を製造している外国会社が出資して設立した日本法人又は国内における総代理店(日本国内における独占販売権を保持している事業者)として当該製品を扱う事業者を指す。

(5)省力化製品販売事業者

「省力化製品販売事業者」(以下「販売事業者」という。)」とは、省力化製品の販売が可能であり、中小企業等と共同で本補助金を申請する事業者を指す。販売事業者として登録されるためには、事前に登録された省力化製品の販売、各種サポートを行える事業者として、事務局に登録申請を行い、事務局及び外部審査委員会による審査で採択される必要がある。また、販売事業者は、当該事業者が製品を提供する中小企業等と共同で本補助金の交付申請を行い、申請及び事業実施等に係る各種サポートを行う責務を有する

(6)対象リース会社

公益社団法人リース事業協会(以下「(公社)リース事業協会」という。)の確認を受けて、中小企業等と共同で交付申請を行うリース会社を指す。ただし、販売事業者、過去に補助事業者となった者及び(公社)リース事業協会の確認が取り消された事業者は、対象リース会社となることはできない。

(7)補助事業者

本公募要領においては、「補助事業者」とは、省 力化製品の導入により人手不足解消を目指す中小企 業等であって、販売事業者と共同で本補助金の申請 を行い、交付の対象となった事業者を指す。

(8) 補助事業者等

「補助事業者等」とは、補助金交付の対象となった中小企業等、販売事業者及び対象リース会社を指す。

○事業の流れの概要

本事業においては、(1)製品カテゴリの登録、(2)省 力化製品・製造事業者の登録、(3)販売事業者の登録、 (4)補助事業の公募の4つの段階が存在し、それぞれに おいて公募が行われる。

(1)製品カテゴリの登録

事務局が製品カテゴリの募集を行う。このとき、工業会等が事務局に対して製品カテゴリの登録申請を行う。事務局から申請内容の報告を受け、中小企業庁

が業所管省庁等と協議して製品カテゴリの審査を行う。同時に当該製品カテゴリにおける省力化基準の策定が行われる。その後、製品カテゴリ、当該製品カテゴリに属する省力化製品の審査を行う工業会等(審査担当工業会)、及び当該製品カテゴリにおける省力化基準について、外部有識者を交えた第三者委員会での協議の後に、中小企業庁が認定を行う。これにより製品カテゴリが登録され、それに属する省力化製品が以降の省力化製品公募における募集の対象となる。

(2)省力化製品・製造事業者の登録

登録された製品カテゴリに属する IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を、事務局が各製品メーカー等から募集する。登録申請の受付は、まず審査担当工業会が行い、申請のあった製品が当該製品カテゴリにおける承認された省力化基準を満たすか等を工業会等において審査する。このとき、省力化製品の登録申請は、当該製品を製造する製品メーカー等が製造事業者としての要件を満たすかについても審査が行われ、要件を満たした製品メーカー等が製造する製品が省力化製品として認定される。その後、事務局への登録申請を行った製品等が補助対象としてカタログに登録され、中小企業等が交付申請に当たって選択できるようになる。

(3)販売事業者の登録

事務局が省力化製品を取り扱う販売事業者を募集する。当該製品の販売を行う事業者であって、製品の説明・導入・運用方法の相談等のサポートを行えると認定された事業者が販売事業者として登録される。なお、製造事業者が販売事業者を兼務することが可能である。なお、販売事業者は中小企業等と共同で本事業への交付申請を行い、事業の実施について連帯して責任を負うものとする。

(4)補助事業の公募

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が、中小企業等及び販売事業者(対象リース会社との共同申請を行う場合は、中小企業等、販売事業者及び対象リース会社)が共同で行う補助事業の募集を行う。この公募で採択された事業者が補助事業者等となり、省力化への取り組みを行い、その実績報告を行ったものに対して補助金の支払いが行われる。なお、補助事業者等は補助事業の終了後3年間効果報告を行う必要がある。また、補助事業によって取得した財産について適切な管理を続ける必要がある。

○公募受付期間·登録有効期間

本事業は、令和8年9月末頃までの間に補助事業の 申請を受け付けるものとする。またカタログへの登録 は、公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われる ものとする。登録された省力化製品、製造事業者及び 販売事業者の登録有効期間は、令和8年度末までとす る。ただし、登録要件の改定が行われた際や登録更新 が行われなかった際は登録取消になる場合がある。ま た、虚偽申請等の不正事由が判明した場合、省力化製 品登録の内容に虚偽や実態との乖離が判明した場合、 又は補助事業者に対する省力化への支援が不十分であ った場合は、それらの登録を取消す場合がある。

◆補助対象

○補助額等

(1)補助率及び補助上限額

(1) Ha-3 1 800 Ha-3—1248									
従業員数	補助率	補助上限額 (大幅な賃上げを 行う場合)							
5人以下		200 万円 (300 万円)							
6~20人以下	1/2以下	500 万円 (750 万円)							
21 人以上		1,000 万円 (1,500 万円)							

- ※1 従業員数の定義は前記のものと同一とする。
- ※2 補助事業者が(2)③に規定する賃上げを達成した場合は、 補助上限額を表中カッコ内の額に引き上げる。
- ※3 省力化製品の購入価格が製品毎に設定された補助上限 額の2倍を上回る場合、補助率はは1/2未満となる。 <留意事項>
- ・補助対象経費の総額に補助率を乗じた額が補助上限額を上回る場合、補助上限額の範囲内で補助金が交付される。
- ・補助上限額の設定は、交付申請時点での従業員数によることとする。
- ・補助額が25万円未満となる申請を行うことはできない。ただし、借用(賃貸借契約を指し、ファイナンス・リース取引は除く。以下同じ。)に要する経費を補助対象とする場合を除く。
- ・2回目以降の交付申請は、それ以前の交付申請にかかる補助金の支払いが完了した後に行うことができる。その際の補助上限額は、当該交付申請時点での従業員数や大幅な賃上げによる補助上限額引き上げの適用有無により定まる補助上限額から、前回までの累計交付額を差し引いた額とする。

(2)基本要件

本事業では、カタログに登録された省力化製品を導入し、販売事業者と共同で取り組む事業であって、以下の①・②の目標及び補助対象事業の要件を満たす事業計画に基づいて行われるものを補助対象とする。また、交付決定を受けた場合においても、全額を受け取ることができるとは限らないことに留意すること。なお、交付決定を受けてから実績報告を行うまでを補助事業実施期間、交付決定を受けてから3回目の効果報告を提出するまでを事業計画期間とする。

①労働生産性の向上目標

本事業において交付申請を行う中小企業等は、補助事業終了後3年間で毎年、申請時と比較して労働生産性を年平均成長率(CAGR)3.0%以上、2回目以降の申請を行う場合は、年平均成長率(CAGR)4.0%以上向上させる事業計画を策定し、採択された場合はそれに取り組まなければならない。なお、労働生産性は、以下のように定義するものとする。式中の各値は、報告を行う時点で期末を迎えている直近の事業年度の値を用いるものとする。

(付加価値額) = (営業利益) + (人件費) + (減価償却費) (労働生産性) = (付加価値額) ÷ (従業員数)

(労働生産性の年平均成長率) = $[{(効果報告時の労働生産性) \div (交付申請時の労働生産性)}^(効果報告回数※)$ $^{-1}$ $^{-1}$ \times 100%

※当該報告を含める。つまり、過去に効果報告を行った回数 (1) に (1) に (1) に (1) が、過去に効果報告を行った回数

※「 ^ 」 はべき乗を表す

例:3回目の効果報告を行う場合 [{(110) ÷ (100)} ^ (3) -1 -1]×100% ⇒ 3.2%

②賃上げの目標

申請時と比較して、(a)事業場内最低賃金を45円以上増加させること、(b)給与支給総額を6%以上増加させることの双方を補助事業実施期間終了時点で達成する見込みの事業計画を策定した事業者に対しては、補助上限額を(1)の表中カッコ内の額に引き上げる。ただし、申請時に賃金引き上げ計画を従業員に表明していることが必要である。また、自己の責によらない正当な理由なく、賃上げの目標を達成できなかったときは、補助額の減額を行う。なお、給与支給総額を用いることが適切ではないと解される特別な事情がある場合には、給与支給総額増加率に代えて、一人当たり賃金の増加率を用いることを認める。給与支給総額、事業場内最低賃金は、実績報告時の直近月の値を用いるものとする。

※給与支給総額とは、全従業員(非常勤を含む)に支払った 給与(所定内給与のみとし、賞与、福利厚生費、法定福利 費及び退職金は含まない。)をいい、役員報酬等は含まない。 ※事業場内最低賃金とは、補助事業を実施する事業場内で最 も低い賃金をいう。

(3)補助金の減額・返還

補助事業実施期間終了時の実績報告において賃上げの目標が達成できていないことが確認された場合、補助額の確定の際、補助上限額の引き上げを行わなかった場合の補助額と等しくなるように補助額を減額する。このとき、事業場内最低賃金の引き上げ額及び給与支給総額の増加率は、それぞれ交付申請時の直近月の値と 実績報告で提出した値を比較して計算する。また、本目標を達成するために報告対象期間のみ賃金を引き上げ、実績報告以降に賃金を引き下げることは認められない。自己の責によらない正当な理由なく、効果報告時点での給与支給総額又は事業場内最低賃

金が 実績報告時点の値を下回っていた場合、補助金 の返還を求める場合がある。

(4)収益納付

効果報告から、本事業の成果により収益が得られた と認められる場合には、受領した補助金の額を上限と して収益納付しなければならない。ただし、効果報告 の対象年度の決算が赤字の場合は免除される。

★その他、詳細は公募要領を参照。

《一般型公募要領の概要》

令和7年9月19日更新

※公募要領は公募回により変更する場合があるので、 申請の際は特設サイトに掲載の最新の公募要領を参 照のこと。

◆本事業の概要

○目的

中小企業省力化投資補助事業(一般型)(以下「本事業」という。)は、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等が IoT・ロボット等の人手不足解消に効果があるデジタル技術等を活用した専用設備を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とする。

○定義

(1)オーダーメイド設備

デジタル技術等を活用した専用設備(以下「オーダーメイド設備」という。)とは、ICTやIoT、AI、ロボット、センサー等を活用し、単一もしくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレータ(SIer)との連携などを通じて、事業者の個々の業務に応じて専用で設計された機械装置やシステム(ロボットシステム等)のことをいう。

(2)省力化指数

省力化指数= [(設備導入により削減される業務に要していた時間) - (設備導入後に発生する業務に要する時間)]÷(設備導入により削減される業務に要していた時間)で計算される。本指数に用いる「設備導入により削減される業務に要していた時間」には既存業務の削減業務の時間を組み込むことが基本。加えて、新規出店を行う場合では、新たな業務プロセスで潜在的・将来的に存在する人手の削減時間も組み込むことが可能。

※ 中小企業省力化投資補助事業(カタログ注文型)の製品 カタログに登録されているカテゴリに該当する製品につ いて、本事業で導入する場合は審査の際に考慮する。

◎製品カタログについては以下を参照。

https://shoryokuka.smrj.go.jp/product_catalog/

(3)付加価値額

(付加価値額) = (営業利益) + (人件費) + (減価償却費)

(4)労働生産性

労働生産性は、以下のように定義する。式中の各値は、報告を行う時点で期末を迎えている直近の事業年度の値を用いるものとする。

(労働生産性) = (付加価値額) ÷ (労働者数※)

(労働生産性の年平均成長率) = [{(効果報告時の労働生産性) ÷ (応募申請時の労働生産性)} ^ (効果報告回数) 1 -1]×100 (%)

なお、応募申請時の労働生産性については、応募申 請時で確定している直近の決算書に基づいて算出す ることとする。

- ※「 ^ 」 はべき乗を表す。
- ※「労働者数」とは、従業員数に役員(個人事業主の場合は 事業主及び専従者)の人数を加えたもの。

(5)給与支給総額又は1人当たり給与支給総額の年平 均成長率

(給与支給総額又は1人当たり給与支給総額の年平均成長率) = [{(効果報告時の給与支給総額又は1人当たり給与支給総額)÷(応募申請時の給与支給総額又は1人当たり給与支給総額)}^(効果報告回数) -1-1|×100(%)

なお、応募申請時の給与支給総額又は1人当たり 給与支給総額については、応募申請時で確定してい る直近の決算書に基づいて算出することとする。 ※「^」 はべき乗を表する。

(6)投資回収期間

投資回収期間=「投資額/(削減工数×人件費単価+ 増加した付加価値額)」で計算される。

(7)事業計画期間

補助事業を完了した事業年度(事業者の決算年度)の 翌年度を1年目とし、3~5年を事業計画期間とする。

(8)事業計画1年目

補助事業を完了した事業年度(事業者の決算年度) の翌年度を1年目とする。

(9)基準年度

事業計画を策定するにあたって基準となる決算期 を指し、応募申請時の直近の決算期とする。

※補助事業を完了した事業年度と同年度とは限らない。

(10)対象リース会社

公益社団法人リース事業協会(以下「(公社)リース事業協会」という。)の確認を受けて、中小企業等と共同で交付申請を行うリース会社を指す。ただし、過去に補助事業者となった者及び(公社)リース事業協会の確認が取り消された事業者は、対象リース会社となることはできない。なお、対象リース会社

については、中小企業者等に限らない。その他、要件・遵守事項等については交付規程を参照。

◆補助対象

(1)対象事業者

生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化を 行う者

(2)補助上限額

従業員数	補助上限額
5人以下	750 万円(1,000 万円)
6~20人	1,500 万円 (2,000 万円)
21~50 人	3,000 万円(4,000 万円)
51~100 人	5,000 万円 (6,500 万円)
101 人以上	8,000 万円(1 億円)

※ カッコ内は特例適用時の上限。特例措置参照

(3)補助率

() 1113-73 1									
	補助金額が	1,500 万円を							
	1,500 万円まで	超える部分							
中小企業	1/2	1/3							
	(2/3) *								
小規模企業者·	2/3	1/3							
小規模事業者·									
再生事業者※2									
and the state of t									

※ カッコ内は特例適用時の補助率。特例措置参照。

(4)事業実施期間

交付決定日から18 か月以内(採択発表日から20 か 月以内)

(5)対象経費

機械装置・システム構築費(必須)、運搬費、技術 導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、 クラウドサービス利用費

《特例措置》

○大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例

(1)概要

大幅な賃上げに取り組む事業者については、以下の とおり、従業員数に応じて補助上限額を引き上げる (ただし、最低賃金引き上げに係る事業者、補助金額 の上限額に達しない場合、再生事業者、常勤従業員が いない場合は、引き上げ不可)。

(2)補助上限額の引き上げ額

従業員数	補助上限額の引上げ額
5 人以下	申請枠の上限から 250 万円
6~20 人	申請枠の上限から 500 万円
21~50 人	申請枠の上限から 1,000 万円
51~100 人	申請枠の上限から 1,500 万円
101 人以上	申請枠の上限から 2,000 万円

○最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例

(1)概要

最低賃金引き上げに係る事業者については、以下の

とおり、補助率を引き上げる(ただし、小規模企業者・ 小規模事業者、再生事業者、常勤従業員がいない場合 は、引き上げ不可)。

(2)引上げ後の補助率

(E) 3121) (C) 111331-										
	引上げ後の補助金 額1,500万円まで	引上げ後の補助金 額1,500万円を超 える部分								
中小企業	2/3	1/3								

(3)補助事業の実施場所

補助事業の実施場所(工場や店舗等)を特定していることが必須。

- ・交付申請時点で建設中の場合や土地(場所)のみを 確保して建設予定である場合は対象外となる。
- ・交付申請時に補助事業実施場所の確認のため、不動 産登記事項証明書や賃貸借契約書等の提出を求める。 補助事業の実施場所が自社の所有地でない場合、交 付申請までに、所有権や使用権が申請者へ移転して いることが必要。
- ・「補助事業の実施場所」とは、補助対象経費となる機 械装置等を設置する場所、又は格納、保管等により 主として管理を行う場所を指す。

◆補助事業要件

(1)基本要件

以下の要件を全て満たす3~5年の事業計画を策 定する。

- ①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加
- ②給与支給総額の年平均成長率+2.0%以上、又は1人当たり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上増加
- ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最 低賃金+30円以上の水準
- ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等(従業員21名以上の場合のみ)

(2)その他の要件

上記(1)に加えて、以下の全ての要件を満たすこと が必要。

- ①補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力 化指数を計算した事業計画を策定すること。
- ②事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。
- ③3~5年の事業計画期間内に、補助事業において、 設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業 計 画を策定すること。
- ④人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の 導入等を行う事業計画を策定すること。
- ⑤外部SIerを活用する場合、3~5年の事業計画期間

- 内における保守・メンテナンス契約を中小企業等と SIer間で締結することとし、SIerは必要な保守・メ ンテナンス体制を整備すること。
- ⑥本事業に係る資金について金融機関(ファンド等を含む。)からの調達を予定している場合は、金融機関による事業計画の確認を受け、金融機関による確認書を提出する必要がある。金融機関は、事業場の所在地域にある必要はないので、任意の機関を選定する。

(3)特例措置要件

□大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例要件

大幅な賃上げに取り組む事業者については、基本要件に加えた以下の全ての要件に該当するものであること。

- ①事業計画期間終了時点において、基本要件である給与支給総額を年平均成長率+2.0%以上増加させることに加え、更に年平均成長率+4.0%以上(合計で年平均成長率+6.0%以上)増加させる事業計画を策定し、採択を受けた場合は自身が設定した目標値を達成させること。
- ②事業計画期間において、事業場内最低賃金(補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金)を事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準とすること。上記①②の達成に向けた具体的かつ詳細な取り組みを事業計画書に記載すること。

□最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例要件

最低賃金引き上げに係る事業者については、基本要件に加えた以下の全ての要件に該当するものであること。2024年10月から2025年9月までの間で、「当該期間における地域別最低賃金以上~2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3か月以上あること。

※追加要件を満たさない場合、最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例を適用しない取扱いとなる。

□基本要件未達の場合の補助金返還義務及び免除要件

- ※再生事業者については基本要件未達の場合の返還要件が 免除される。
- (1) 給与支給総額又は1人当たり給与支給総額の増加 目標が未達の場合 補助事業を完了した事業年度の 翌年度以降、事業計画期間終了時点において、給与 支給総額の年平均成長率を2.0%以上増加させる目 標又は1人当たり給与支給総額の年平均成長率が事 業実施都道府県における 最低賃金の直近5年間の 年平均成長率以上の目標が達成できていない場合は、 達成率に応じて補助金の返還を求める。達成率※の 高い目標値の未達成率を乗じた額の返還を求める。 ただし、付加価値額が増加しておらず、かつ企業全 体として事業計画期間の過半数が営業利益赤字の場 合などや天災など、事業者の責めに帰さない理由が

ある場合は、上記の補助金返還を求めない。 ※達成率の考え方

- ① (給与支給総額の場合の達成率) = (事業計画終了時点の 給与支給総額の年平均成長率(%))/(申請時 に掲げた 2.0%以上の目標値(%))
- ②(1人当たり給与支給総額の場合の達成率)=(事業計画終了時点の1人当たり給与支給総額の年平均成長率(%)/(申請時に掲げた各都道府県別の基準率以上の目標値(%))未達成時の返還金額の考え方は、達成率①と②を比較し、①が高い場合は③、②が高い場合は④で算定した額の返還を求める。
- ③ (給与支給総額の場合の返還金額) = (補助金交付額-補助上限引き上げ額)×(1-給与支給総額の場合の達成率)
- ④ (1人当たり給与支給総額の場合の返還金額) = (補助金交付額-補助上限引き上げ額) × (1-1人当たり給与支給総額の場合の達成率) ただし、大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用していない事業者については上限引き上げ額を0とする。また、年平均成長率が0もしくはマイナスの場合は全額返還する。

(2)事業場内最低賃金の引き上げ要件が未達の場合

補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において、事業場内最低賃金の引き上げ要件が達成できていない場合は、補助金額を事業計画年数で除した額の返還を求める。ただし、付加価値額が増加しておらず、かつ企業全体として当該事業年度の営業利益赤字の場合などや天災など、事業者の責めに帰さない理由がある場合は、上記の補助金返還を求めない。

(3)大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例要件 が未達の場合

以下のいずれか一方でも未達の場合は、補助金交付金額から従業員規模ごとの補助上限額との差額分(上記補助上限引き上げ額)について補助金の返還を求める。

- ①事業計画期間終了時点において、給与支給総額の年平均成長率+2.0%以上増加目標に加え、更に年平均成長率+4.0%以上(合計で年平均成長率+6.0%以上)の増加目標が達成できていない場合。なお、基本要件である給与支給総額と1人当たり給与支給総額の双方の増加目標を達成していない場合は、補助事業要件の基本要件未達の場合の補助金返還義務及び免除要件に基づいた返還も求める。
- ②補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において、事業場内最低賃金を事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準とすることを満たさない場合。なお、基本要件である「事業場内最低賃金(補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金)を、毎年、事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準とすること」を達成していない場合は、補助事業要件

の基本要件未達の場合の補助金返還義務及び免除 要件に基づいた返還も求める。

★その他、詳細は公募要領を参照。

【第4回公募回のスケジュール】

- ●公募開始日 2025年9月19日(金)
- ●申請受付開始日2025年 11月上旬(予定)
- ●公募締切日 2025年 11月下旬(予定)
- ●採択発表日 後日案内
- ※「予定」、「後日案内」のスケジュールは、確定次第、本事業 特設サイトに掲載。

https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/schedule/

※第5回の公募のスケジュールは詳細が確定次第更新する。

各種問合せ(カタログ注文型・一般型共通)

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

問合せ時間:9:30~17:30/月曜~金曜(土・日・ 祝日除く)

TEL: 0570-099-660

IP 電話等からのお問合せ先: 03-4335-7595

また、各都道府県にインフォメーション窓口を設置 し、以下の案内等に対応をしている(茨城県地域事務 局は当会が運営)。

https://shoryokuka.smrj.go.jp/infodesk/

- ・中小企業省力化投資補助金制度全般に関する案内
- ・応募・交付申請(公募要領、申請における留意事項) に関する案内
- ・交付決定以降実績報告までの手続きの案内 インフォメーション窓口の利用には、インフォメーション窓口予約サイトから事前予約が必要。

https://reserva.be/shoryokuka

※インフォメーション窓口の予約の際は、予めページの掲載 資料やよくあるご質問をご確認ください。

※申請マイページの入力方法に関するご相談は中小企業省力化投資補助事業コールセンターにお問い合わせください。

※相談内容によっては、お時間をいただく場合があります。 ※申請内容の可否など採択に係るご相談はご遠慮ください。







人を思う。未来を思う。

商工中金

水戸支店 029(225)5151

〒310-0021 水戸市南町3-5-7 https://www.shokochukin.co.jp/ 商工中金検索



中央会では、毎週月曜日(休刊日の場合は翌日)、茨城新聞の経済面に、「中央会ニュース」を掲載し、会員組合等や中央会の事業内容、中小企業や組合等の経営・ 運営に資する情報を発信しています。

本コーナーでは、「中央会ニュース」に掲載した内容 の一部を紹介します。

【組合等】

銅板屋根葺替えボランティア活動

茨城県板金工業組合

茨城県板金工業組合(野溝年成理事長)は、7月28日、水戸市の偕楽園公園の看板棟の屋根改修工事をボランティアで行い、当組合の青年部(千葉伸一部長)の部員8名が参加した。

全日本板金工業組合連合会と一般社団法人日本建築板金協会は、2018年、業界の知名度と地位のさらなる向上に向け、建築板金業に欠かせない板金ハサミに語呂合わせをして、8月3日を「建築板金の日」に制定した。

当組合では、20年から建築板金の日に合わせて、県内公共施設等の銅板屋根葺替えなどのボランティア活動を行っている。葺替えに使用する銅板などの資材は組合員が提供している。

野溝理事長は「多くの方に建築板金業界の魅力を知ってもらい、若年者の入職につなげていきたい」と話した。千葉部長は「今後もボランティア活動を継続して、業界を盛り上げていきたい」と意欲を示した。



品質向上目的に技術講習会開催

茨城県コンクリート製品協同組合

茨城県コンクリート製品協同組合(中川喜久治理事長)品質・技術委員会(小河原隆次委員長)の技術講習会が7月30日、水戸市内で開かれ、組合員など26人が参加した。

組合員が製造するコンクリート二次製品のさらなる 品質向上を図ることが目的。公益社団法人全国土木コ ンクリートブロック協会技術委員の尾﨑正樹氏が「積 ブロックの構造特性について」をテーマに、積ブロックの構造特性の具体的な確認方法などを解説した。



JIS 制度徹底に向け講習会開催

茨城県生コンクリート工業組合

茨城県生コンクリート工業組合(左右田一幸理事長) の品質管理監査研修会が7月30日、水戸市内で開かれ、 組合員など51人が参加した。

生コンクリートの品質確保、安全・安心の確保等を図ることが目的。一般財団法人建材試験センター製品認証本部の丸山慶一郎本部長が「生コンクリート業界における最近の話題」と題し、JISマーク制度の解説やJIS制度の違反事例を交え解説。違反を未然に防ぐための取り組み等を説明した。



親子ロールケーキ教室開催

一般社団法人茨城県洋菓子協会

一般社団法人茨城県洋菓子協会(小齋俊史会長)主催の親子ロールケーキ教室が8月6日、牛久市内で開かれ、24組の親子が参加した。

県内で活躍している同協会会員のパティシエの洋菓子づくりの技を参加者が間近に見て、体験することで 洋菓子に関心をもってもらうとともに、夏休みの思い 出にしてほしいとの思いで当教室を実施。

小齋会長がロールケーキ生地とオレンジマンゴージャムづくりのデモンストレーションを行った後、参加

した親子がフルーツロールケーキづくりを体験。小齋会長ら同協会役員のパティシエからのアドバイスを受けながらスポンジ生地にクリームを塗り、フルーツを並べ、生地を丸めてロールケーキを完成させた。

参加者たちは「難しかったけれど、きれいに巻けて嬉しかった」、「家でもロールケーキをつくってみたい」など、満面の笑みで会場を後にした。



熱中症予防対策で研修会

茨城県自動車車体整備協同組合

茨城県自動車車体整備協同組合(根本裕一理事長) の熱中症予防対策研修会が8月8日、笠間市内で開 かれ、組合員12名が参加した。

地球温暖化により、夏季の気温が上昇している中、

職場での熱中症予防と早期発見・対応の重要性が高まっていることなどから、改正労働安全衛生規則が2025年6月に施行された。同規則では、WBGT値(暑さ指数)28度以上または気温31度以上の環境で連続1時間以上、または1日4時間を超えて作業を行う場合、熱中症の重篤化を防止するために「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けている。熱中症対策の正しい知識と対処方法を学び、従業員の熱中症予防を図ることを目的に研修会を開催した。

社会保険労務士・労働衛生コンサルタント・産業カウンセラーの野口清氏が、「学ぶ 備える 仲間を守る職場における熱中症対策」をテーマに、同規則の改正内容を解説するとともに、事例を交えて職場での熱中症予防対策を説明した。

フードドライブ活動 食料品を寄贈

茨城県信用組合

茨城県信用組合(渡邉武理事長)のフードドライブ 活動の贈呈式が9月3日、水戸市内の同組合本店会議 室で開かれた。

全国の信用組合では、毎年、9月1~7日の「しん くみの日週間」に合わせて社会貢献活動を実施してい る。茨城県信用組合は地域金融機関として、組合員で ある事業者等に対する金融支援に加え、経営支援や地域社会への貢献活動を行っていくことが地域に根差した金融機関の使命であるとし、経営信条でも「地域の皆さまとの共生を目指し、公共のため、地域のために尽くす」を掲げ、様々なボランティア活動や地域貢献活動に取り組んでいる。

フードドライブ活動もその一環として実施している もので 2022 年度から開始し、本年で4年目。同組合 の役職員が各家庭で使いきれない食料品を持ち寄り、 品目と賞味期限ごとに仕分けし、認定NPO法人茨城 NPOセンター・コモンズ、NPO法人フードバンク 茨城に寄贈。両団体が、県内の子ども食堂や福祉施 設、行政や社会福祉協議会を通じて生活困窮家庭など に食料品を提供する。当日は、当組合の渡邉理事長が 両団体に目録を手渡した。

25 年度は、当組合の役職員 1,289 人から 6,622 個 (約2トン)の食料品が提供された。兼業農家の職員 もいることから、約200 kgの米も提供された。8月1日から15日までの約2週間で食料品を本店に収集し、約1週間をかけて職員が仕分け作業をした。また、新入職員研修の一環として、フードバンク茨城の備蓄倉庫で食料品の仕分け作業などを行っていることなどから、年々、職員の社会貢献活動への意識が高まり、同活動への参加者も増加している。

渡邉理事長は「この活動を通じて多くのことに気づき、学ばせてもらっている。米をはじめ物価が高騰し、生活が厳しくなっている中、我われの活動が少しでもお役に立てればと考えている。様々な地域貢献活動、寄付活動の中でも、とりわけ身近な活動として、今後も永く続けていきたい」と力強く述べた。



ボウリング大会 交流・懇親深める

茨城県中小企業青年中央会

茨城県中小企業青年中央会(細井敬一会長)の2025年度ボウリング大会が8月30日、水戸市内で開かれ、会員の青年部員とその家族など20人が参加した。

青年中央会会員の青年部員の親睦、交流を目的に毎 年、開催している。青年部員の小学生の子ども3人も

細井会長の始球式の後、参加者はボウリングを楽し み、交流を深めた

細井会長は「来年度は、全国中小企業青年中央会の 通常総会が本県で開催されるほか、当会の創立50周 年を開催するなど、ビッグイベントが控えている。会 員がスクラムを組んで準備を進めてきたい」とあいさ つした。



生成 AI 技術を学ぶ

下館地区電気工事業協同組合

下館地区電気工事業協同組合(熊倉洋治理事長)は、 9月3日、筑西市内で研修会を開催し、組合員約20名 が参加した。

近年、生成AI技術の進展は著しく、その中でも ChatGPT は文章の作成、データ分析などビジネスでの 活用も進んでいるなかで、ChatGPT の基本的な使い方 から実務での活用事例について学び、活用に向けた理 解を深め、組合員の経営に役立てることを目的に開催。

中小企業等にデジタル化のコンサルティング等を行 うXR大忠システム代表の土井敬司氏が「生成AI (ChatGPT) の活用方法」をテーマに講演。ChatGPT の 活用方法、建設業界での活用事例や安心・安全に活用 するための注意点などを解説した。

土井氏は「生成AIのすべての情報が正しいとは限 らない。すべてを鵜呑みにはせずに、自分で調べるこ とも必要」と参加者に呼びかけた。



経営課題解決を 建設 5 社で組合設立

きらめき協同組合

きらめき協同組合(佐々野聖設立発起人代表(有限 会社トスティーホーム代表取締役))の創立総会が9月 4日、古河市内で開かれた。初代理事長には佐々野聖 氏=写真が就任した。

中小建設業者は、資材価格 の高騰、労務費の上昇や人手 不足の影響を受け厳しい状況 が続いている。

古河市、下妻市、常総市の 中小建設業者5社が、資材コ ストを削減するための共同購 買事業や外国人技能実習生共 同受入事業を実施する。

佐々野理事長は「共同事業

抱負を述べた。

-を通じて、各社が抱える課題を解決していきたい」と

育成就労制度を学ぶ

マルミヤ協同組合

マルミヤ協同組合(鈴木 邦夫理事長)の通常総会が 9月20日、結城市内で開かれた。

鈴木理事長は「本年、創立20周年を迎える。今後、 30年、40年と組合員のためになる組合として持続でき るよう努めていきたい」とあいさつした。

当組合では、外国人技能実習生共同受入事業を実施。 外国人技能実習制度が 2027 年に育成就労制度に移行 されることとなっていることから、総会終了後、研修 会を開き、茨城県中小企業団体中央会職員から新制度 の概要を説明した。



【中央会等】

県政要望懇談会で中小企業支援策など要望

茨城県中小企業団体中央会(阿部真也会長)は8月 4日、水戸市内で開かれたいばらき自民党の県政要望 懇談会に出席し、県政への要望を行った。

同懇談会は、自由民主党所属の県議会議員会派であるいばらき自民党政務調査会が毎年、県の予算編成時期の前に開催しているもので、同懇談会の防災環境産業部会に矢部英雄専務理事が出席し、次の3項目を要望した。

▽円安・物価高の継続、金利負担の増加による生産・投資コストの増加、構造的な人手不足、最低賃金の引上げ等による経営の逼迫に加え、米国関税措置による影響が懸念される中小企業・小規模事業者等への支援拡充▽県および市町村等が物品および役務の調達、工事等を発注する場合における地元中小企業・小規模事業者、官公需適格組合等の積極的な活用と価格転嫁の促進▽物流の効率化、災害時における迅速な復旧・復興、トラックドライバー等の労働負担軽減などに効果のある高規格幹線道路網の整備促進。



2026 年度県政要望事項を協議

茨城産業会議

県内経済4団体(一般社団法人茨城県経営者協会、 茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城 県中小企業団体中央会)で構成する茨城産業会議(議 長=笹島律夫県経営者協会会長)の2025年度第2回企 画調整委員会(髙橋日出男委員長・県経営者協会副会 長)が8月5日、水戸市内で開かれた。

中央会からは、石津健光副会長(茨城県建設業協同 組合理事長)、中川喜久治副会長(茨城県コンクリート 製品協同組合理事長)、矢部英雄専務理事が委員として 出席した。

同会議が行う26年度の県政要望・提言に向け、第1回委員会で各団体・各委員から提案のあった要望事項について協議した。中央会からは、▽商店街および地域の商業者がまちづくり等や事業継続など様々な課題に取り組むための支援、▽中小企業の実態を踏まえた労働力確保支援、▽官公需発注にあたり、地元中小企

業の積極的な活用と価格転嫁の促進の3項目を提案。 各団体からは、▽中小・小規模事業者の事業活動を支える環境整備▽人材確保のための環境整備▽地域経済の持続的な発展のための環境整備▽新たな地方創生の展開などの要望が提案された。

今後、第3回企画調整委員会での協議を経て、要望 事項を決定し、年内に各構成団体の会長が知事に要望・ 提言書を提出する予定。



付加価値向上で価格転嫁を推進

茨城県中小企業団体中央会は、8月19日、価格転嫁セミナーを水戸市内で開催し、中小企業組合等の役職員など18名が参加した。

株式会社経営科学研究所代表取締役で、中小企業診断士の初鹿野浩明氏が「価格転嫁15のテクニック」と題し講演。中小企業の価格転嫁の現状等を説明した後、同氏が指導・支援して価格転嫁を実施した事業所の成功事例を紹介した。また、価格転嫁のテクニックや、価格交渉を行う際の手順や留意点などを説明した。

同氏は「生産効率向上、省力化等を図ることも重要だが、今後は粗利益を上げるために、製品・商品、サービス等の付加価値を向上させ、価格に転嫁していくことが必要」と参加者に呼びかけた。

参加者からは「自分の業種の観点からしか、価格転嫁を検討したことがなかったため、他の業種の取り組みを知ることで、新たな気づきを得ることができた」などの感想が聞かれた。



育成就労制度移行 改正内容を周知

茨城県中小企業団体中央会は、2025 年度第1回外国 人技能実習制度適正化講習会を9月10日、つくば市内 で開催し、県内監理団体の役職員や組合員等約70名 が参加した。

2024年6月に公布された「出入国管理及び難民認定 法等の一部を改正する法律」及び「出入国管理及び難 民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能 実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律が公 布され、外国人技能実習制度に代わり、人材育成と人 材確保を目的とする「育成就労」制度が創設され、2 7年4月施行が予定されていることから、監理団体に 制度改正の内容を周知徹底し、円滑かつ適正な移行に 向けて開催。

第1部では、厚生労働省人材開発統括官付海外人材 育成担当参事官室の担当者が「技能実習制度の見直し (育成就労制度の創設)について」をテーマに、育成 就労制度の関係省令等の育成就労計画の認定基準、本 人意向による転籍の要件等を解説した。

第2部では、茨城県産業戦略部労働政策課の担当者が「茨城県外国人材適正雇用推進宣言制度について」、第3部では、茨城労働局労働基準部監督課の担当者が「茨城労働局からのお願い(熱中症対策の義務化等)」をテーマに説明した。

講習会終了後の質疑応答では、育成就労制度における監理支援機関の要件についての質問が出るなど、参加者は育成就労制度の理解を深めた。



組合検定試験実施 12月7日水戸で

全国中小企業団体中央会は、2025 年度中小企業組合 検定試験を12月7日(日)に行う。申込期限は、10月 21日(火)まで。水戸市内(茨城県産業会館)でも受 験することができる。

中小企業組合士制度は「1組合1組合士」をスローガンに、中小企業庁の後援を得て1974年に創設。

中小企業組合の役員、組合員、実務を担う役職員等が業務や職務を遂行する上で必要な基礎的、実務的知

識に関する試験を行い、組合運営の経験と専門的知識 を備えた組合運営のエキスパートを育成・養成するも の。試験に合格し、かつ、組合等運営の実務経験が3 年以上ある者を全国中央会が中小企業組合士に認定す る。全国で2,681名(25年6月末現在)が中小企業組 合士として、中小企業組合等で活躍している。都道府 県中小企業団体中央会は、同制度の周知や試験会場の 運営等の役割を担っており、茨城県中央会は、水戸市 での試験会場の運営を行う。

25年度の同検定試験の概要は次のとおり。

▽試験日 12月7日(日)

▽試験地 水戸市(県産業会館) ほか全国 20 カ所 ▽試験科目(試験時間)

- ①組合会計(10時~12時)
- ②組合制度(13時~14時20分)
- ③組合運営(14時40分~16時)
- ※一部の科目について合格した場合は、その後3年間、 その科目の受験が免除される。

▽受験料 7,700円

※一部科目免除者は 6,600 円 (2 科目受験)、5,500 円 (1 科目受験) ※茨城県中央会の会員組合等の役職員等の受験料は初回に限り茨城県中央会が補助する。

▽願書受付 25年9月1日(月)から10月21日(火) まで

▽合格発表 26年3月2日(月)

▽受験申込 以下の二次元コードから申込む。 同制度の詳細は、全国中央会HPを参照。

https://www.chuokai.or.jp/index.php/certificationt
est/

同制度全般、受験料補助制度については、茨城県中央会業務課まで。 ②029 (224) 8030



あなたのチャレンジを 応援します!

企業とともに未来へ

LINEはこちら!

右の QR コードを読み込むか、公式アカウントより「茨城県信用保証協会」で検索し、 友だち登録をお願いします。









▼茨城県信用保証協会

〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館内 TEL 029-224-7811 土浦支店 〒300-0043 土浦市中央二丁目2番28号 TEL 029-826-7811

茨城県中小企業団体中央会団体扱 「オーナーズプラン」のご案内



Owner's Plan



事業保全資金

事業承継・相続

就業不能

役員の退職慰労金・弔慰金 従業員の退職金・弔慰金

限りない繁栄のために…

リスクマネジメントは万全ですか?

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、 詳細は下記までお問い合わせください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 茨城支社

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル 3F TEL:029-224-3132 https://www.taiju-life.co.jp/

R-2021-5001 (2021.4)

国・県・関係機関等からのお知らせ

茨城県地方最低賃金 1,074 円 10 月12日から適用

茨城労働局賃金室

茨城労働局(佐藤悦子局長)は、2025年度茨城県最低賃金を「時間額1,074円」に改正し、10月12日から適用します。

最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、原則、県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます(パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用。)。

茨城県最低賃金の改正にあたっては、公益委員・労働者側委員・使用者側委員で構成する中央最低賃金審議会で 2025 年度目安額を決定。茨城労働局長は、茨城地方最低審議会に 25 年度県最低賃金の改正について諮問。茨城県最低賃金専門部会を設置して審議を重ね、8月18日に茨城労働局に答申しました。なお、答申にあたっては、労使が協力して持続可能な社会の実現を目指し賃上げに向け議論するなかで、原材料価格を目指し賃上げに向け議論するなかで、原材料価格事業を提び事を受けて、中小企業・小規模事業者支援策と税・社会保険制度等に関連して、支援・制度改革を強く要望する付帯事項が盛り込まれました。茨城労働局長は所定の手続きを経て、改正額を決定し、10月12日から効力が発生します。

25 年度茨城県最低賃金は、国の審議会が示した目安額より6円高く、前年度の1,005円から69円(引上率6.87%)引上げられます。

https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-

roudoukyoku/content/contents/saichin_press_R070912_2p
1074.pdf

(賃上げ支援パッケージ)

https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-

roudoukyoku/content/contents/chingin_hikiage_shien_R070905leaf.pdf

▼問合せ先

茨城労働局労働基準部賃金室

3 029-224-6216

外国人材の適正雇用を推進

茨城県労働政策課

茨城県は本年4月、『不法就労者を雇わない、雇わせない、見過ごさない』の「外国人材適正雇用3原則」 を定めました。

同3原則に賛同する県内に事業所等を有する事業者、 業界団体等が宣言(茨城県外国人材適正雇用推進宣言) および申出を行うことにより、専用のステッカー(宣 誓者標章)が県から配付されるほか、県のホームペー ジで団体名等が公表されます(希望者のみ)。 同宣言および申出は、外国人材を雇用していなくても行うことができます。同宣言を行うことで、企業イメージ、取引先等からの信頼度の向上、企業のPR等が期待できます。

申出は、所定の様式(申出書) に必要事項を記入の上、当該申 出書をEメール又は郵送で県に 提出することにより行います。

詳しくは、以下ホームページ を参照してください。

▼申出書の提出・問合せ先 茨城県産業戦略部労働政策課 外国人適正雇用推進室 〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 ② 029-301-3849

E-mail

rousei8@pref.ibaraki.lg.jp

https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/sengen.html

フードドライブキャンペーンにご協力ください ~「もったいない」を「ありがとう」に~

茨城県環境政策課

食品ロスの削減を推進するとともに、生活困窮者や子ども達を支援するため、「食品ロス削減月間」である10月から「秋のこどもまんなか月間」である11月にかけて、「いばらきフードドライブキャンペーン」を実施します。お近くで開催されるフードドライブに、ぜひ食品をお持ち寄りください。皆様の御協力をお願いします。

フードドライブとは、家庭や職場で使い切れない食品を集め、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に 寄附する活動のことです。

- ▼キャンペーン期間(食品集中募集期間) 2025年10月1日(水)~11月30日(日)
- ▼受け入れる食品の主な食品の主な条件
 - ・賞味期限が2か月以上あるもの
 - ・常温で保存できるもの
 - ・未開封のもの
 - ・日本語で表示されているもの
- (例)お米(2024~2025年産でカビや虫等がないもの)、 防災備蓄用食品、缶詰、レトルト食品、乾麺、カッ プ麺、菓子、飲料、調味料など
- (受入できない食品の例)野菜や果物などの生鮮食品、 冷蔵・冷凍食品、酒類、健康食品、医薬品、手作り 品、開封済み食品など

受入機関によって、条件が異なる場合があります。 食品の状態によっては受入をお断りする場合もあり ます。

国・県・関係機関等からのお知らせ

大量に寄附いただける場合は、事前に受入機関へ連 絡をお願いします。

▼受け入れた食品の活用

受け入れた食品は、フードバンク、子ども食堂、福祉施設等を通じて、地域の生活困窮者や子ども達など 食品を必要としている方の支援に活用されます。

▼受入機関、受入場所等

市町村、社会福祉協議会、フードバンク茨城、一部のスーパーマーケット・コンビニエンスストア・団体・事業者など。 **ニフード**

※その他、詳しくは以下のホームページを参照してください。

▼問合せ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県県民生活環境部環境政策課環境企画グループ 〒 029-301-2933 FAX 029-301-2949

E-mail kanseil@pref.ibaraki.lg.jp

中小企業の積極的な設備投資を後押しするため「イノベーション投資促進融資」を新設しました!

茨城県産業政策課

゚゚゚ヿス

≦削減

令和7年10月1日より、省力化投資や生産性向上を 目的とした積極的な設備投資を後押しするため、「設 備投資支援融資」を改正し、「イノベーション投資促 進融資」を新設しました。

変更点は以下のとおりです。

- ・制度名を「設備投資支援融資」から「イノベーション投資促進融資」に変更
- ・融資対象を「小規模企業者」から「中小企業者」に拡大
- ・融資期間を「最長 10 年」から「最長 15 年」に延長

▼融資の特長特徴

- ·融資限度額最大1億円
- ·融資期間最長 15 年
- 安心の固定・低金利
- ・信用保証料の2割を県が補助

▼融資対象

中小企業者

※融資をご利用いただける中小企業者とは、県内に事業所 を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいる方にな ります。(農林漁業、金融業等は除かれます。)

▼資金使途

経営の安定・合理化や省力化・生産性向上等を図るために、工場・店舗等に要する資金を必要としている者

▼融資限度額

設備資金 1億円

▼融資期間

15年以内(据え置き期間3年以内)

▼融資利率

- · 3年以内 年 1.5%
- · 3年超5年以内 年1.6%
- 5年超7年以内 年1.7%

- 7年超10年以内 年1.8%
- 10 年超 13 年以内 年 1.9%
- •13年超15年以内 年2.0%

▼信用保証料

信用保証協会が保証料率を 0.1%引下げ、県が 2 割補助 事業者負担: 0.28%から 1.44%

▼申込窓口

商工会、商工会議所、茨城県中小企業団体中央会

▼取扱開始

2025年10月1日認定申請分から取扱開始(イノベーション投資促進融資)

https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sansei/kinyu/sh
osei/yushi/yushitop.html#topics

(茨城県中小企業融資制度)

https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sansei/kinyu/sh
osei/yushi/yushitop.html#yushi

▽問合せ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県産業戦略産業策課金融グループ 〒 029-301-3530

11月は労働保険未手続事業―掃強化期間です。

茨城労働局労働保険徴収室

「労働保険」とは、「労働者災害補償保険(労災保険)」と「雇用保険」とを総称した言葉です。労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者(パート・アルバイト含む)を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題として位置付けた上で、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国において集中的な活動を展開します。

労働保険は、労災保険給付や失業等給付により労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として、重要な役割を担っています。このため、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の解消が極めて重要となっています。しかしながら、労働保険の適用事業場の現状は、依然として小規模零細事業を中心に未手続事業がなお相当数残されている実情にあります。

このため、茨城労働局では、一般社団法人全国労働 保険事務組合連合会茨城支部と連携し、労働保険の未 手続事業の一掃を図るための対策を推進しています。

▼問合せ先

茨城労働局総務部労働保険徴収室

8 029-224-6216

https://jsite.mhlw.go.jp/ibarakiroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken/sokus
hin_month.html



茨城県電気工事業工業組合

理事長石川重信

副理事長 浅野和郎 副理事長 秋山啓市

専務理事 笠 倉 勉 常務理事 園 部 昌 人

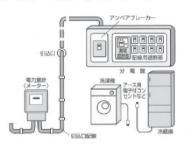
常務理事 細谷文雄 常務理事 福村義和

〒310-0045 水戸市新原1丁目2番7号 TEL 029-252-3133 FAX 029-252-3134

E メールアドレス: ibaden@ibaraki-denkouso.com ホームページアドレス: http://www.ibaraki-denkouso.com/







電気の安全を通して、 地域に貢献する

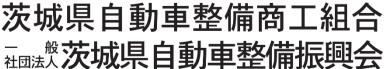
∞ 茨城電気安全サービス

車鎖。庭盟直鎖

は国の認証を受けた整備工場へい



この看板が目印です!



〒310-0844 茨城県水戸市住吉町 292-5 TEL 029-247-4330 FAX 029-247-7667

URL:https://www.seibi.or.jp E-mail:ibaraki@seibi.or.jp



月次景況調査結果 -2025年8月期-

都道府県中央会は、会員組合等の役職員を情報連絡員として委嘱(組合等の役職員約2,600名に委嘱(茨城県は50名))し、情報連絡員が毎月、前年同月と比較した景況、売上高、収益状況等や結果や業況等に係るコメントを報告したものを全国中央会がとりまとめたもの。以下、2025年8月期の報告内容の一部を掲載します。全国中央会ホームページで調査結果を公表してますのでご覧ください。

https://www.chuokai.or.jp/index.php/12892/

本県の月次景況調査の報告内容は、当会HPの以下サイトをご覧ください。

https://www.ibarakiken.or.jp/report.html

◇米菓(新潟県)

原料米価格の高止まりに加え、原料米が不足しており、今後の事業継続に懸念を抱く企業が出てきている。 ◇ニット製品(熊本県)

製造業

最低賃金の上昇スピードについていけない。特に、 大手・中堅アパレルの加工賃が上がらない。

◇製材(徳島県)

建築基準法改正により確認申請に時間を要するようになり、住宅着工に遅れが生じ、この影響により住宅需要の停滞、工場稼働低下に繋がっている状況である。 ◇加工紙(北海道)

製紙メーカーの秋の値上げが出揃った。専業大手メーカーは、製紙一貫メーカーのケース値上げの取組みがいつ表面化するかを静観するようだ。

◇印刷(長野県)

売り上げの減少が止まらない。行政からの発注が減少している。ペーパーレス化で仕方がないが、急激な減少のように感じる。

◇ゴム製品(東京都)

需要低迷とコスト上昇により利益が上がらず苦慮している。併せて、最低賃金引上げへの対応は、大きな 負担となっている。

◇プラスチック製品(奈良県)

依然として円安による材料費・エネルギーコストの 上昇が利益率を圧迫し、厳しい状況が続いている。米 国関税の影響が不透明ななか、輸出・自動車関連では 出荷の抑制が続く。

◇コンクリート製品(宮城県)

7月出荷量は、前月比80%、前年同月比88%となった。4月から8月の累計でも前年比80%と厳しい状況が続いている。この状況を注視し、今後も適正価格での販売に取り組んでいく。

◇銑鉄鋳物(富山県)

産業機械及び建設機械部品の受注は、昨年並みで低迷している。今後、米国関税措置による影響で、落ち込みが懸念される。

◇機械金属(佐賀県)

鋼材価格は荷動きの悪さを背景に依然として下げ相場の局面ながら、電炉メーカー各社はコストアップから更なる値下げには応じない意向も出ており、先行き不透明な状況となっている。

◇電気機械器具(山梨県)

半導体関連では、一部のAIサーバー分野が堅調であったがそれ以外は総じて低迷している。また、車や医療関連も不調であった。

◇輸送用機器具(愛知県)

8月は米国関税の影響もあり、自動車関連は今までにない受注の減少が出始めた。

非製造業

◇米穀卸(青森県)

今年の概算金は、全国的にも2万円以下はなく、今後スーパーで販売される新米価格は昨年以上に高騰することが予想される。

◇食肉小売(宮城県)

資材費、物流費、人件費などの諸経費が高騰する中で、値入れのコントロールや価格改定を実施するなどして売上アップに努めたものの、猛暑の影響で客数は伸び悩んだ。

◇電機小売(神奈川県)

今夏のトレンドは「猛暑対策」「省エネ志向」「レジャー需要」と家電業界全般は猛暑の恩恵を受けられた。

◇商店街(長野県)

飲食店では客単価の高い店舗が苦戦。仕入れ価格の上昇によるメニューの入れ替えや値上げが依然として影響していると思われる。

◇美容(山形県)

美容業では材料費等の高騰により売り上げは増加又は不変でも収益効果は減速している。価格転嫁が容易でないため減収の一因となっている。

◇自動車整備(和歌山県)

8原材料費の高騰により収益が圧迫されており、状況は好転していない。また顧客の状況も生活必需品の高騰により車両への投資額も減り車両販売も落ちてきている。

◇鉄構(奈良県)

鉄骨工事の単価が大きく下落しており、加工単価も減少傾向にある。また、年末から来年にかけての仕事量も少ない状況となっている。

◇総合建設(大分県)

建設業では人手不足が大きな問題であり、担い手の確保・育成が課題になっており、業界のイメージアップが必要となっている。「働き方改革」や「生産性向上」の取り組みが課題となっている。

◇造園(愛媛県)

晴天時では熱中症対策と適切な休憩時間の確保、雨 天時には土砂崩れや冠水への備えが必要となり、通常 時の仕事にかかる負担は増え続けている。

◇道路貨物運送(島根県)

貨物需要の低迷に伴って運賃の改定も頭打ち状態となっており、運賃転嫁も思うように進んでいない。燃料価格については政府補助を受けるも前月に続き値上げとなり収益を圧迫している。

◇不動産(群馬県)

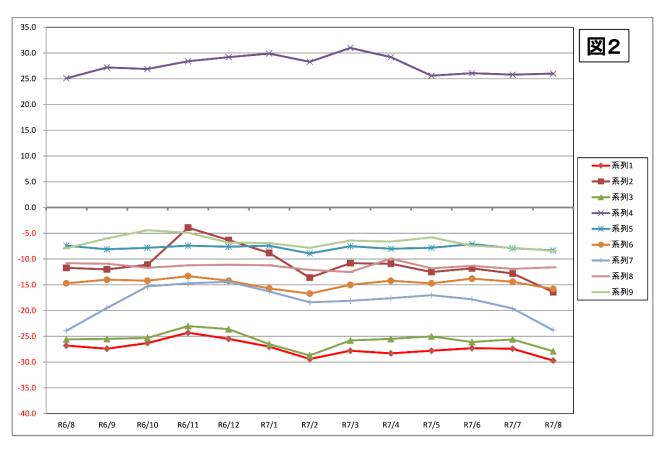
主要都市部は比較的底堅いが、郊外は依然として空き 家問題と建売住宅の販売不振が顕著。ローン金利上昇や 価格高騰、ライフスタイルの変化等複合的な要因が影響。

月次景況調査結果 -2025年8月期-

8月の景況DIは製造業・非製造業ともに低下。製造業では、原材料価格の上昇に加え、将来的な収益面への不安が高まったことにより、景況感は低下となった。非製造業においても、物価上昇による消費低迷に加え、仕入価格の上昇等により、ほとんどの業種で景況感は低下となった。

地域別最低賃金額の大幅な改定が行われたことに対し、多くの業種において、これ以上の価格転嫁を不安視する声が、数多く寄せられている。

全指標の前年同月比DΙの推移(直近1年間)



= 4	R6					R7								
表1	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	前月比
景 況	-26.8	-27.4	-26.3	-24.3	-25.5	-27.0	-29.4	-27.8	-28.3	-27.8	-27.3	-27.4	-29.7	-2.3
売上高	-11.7	-12.0	-11.1	-3.9	-6.3	-8.8	-13.6	-10.8	-10.9	-12.5	-11.8	-12.8	-16.4	-3.6
収益状況	-25.6	-25.5	-25.3	-23.0	-23.6	-26.5	-28.7	-25.8	-25.5	-25.0	-26.1	-25.6	-27.9	-2.3
販売価格	25.1	27.2	26.9	28.4	29.2	29.9	28.3	31.0	29.2	25.6	26.1	25.8	26.0	0.2
取引条件	-7.4	-8.1	-7.8	-7.4	-7.6	-7.4	-8.9	-7.5	-8.0	-7.8	-7.1	-7.9	-8.3	-0.4
資金繰り	-14.7	-14.0	-14.2	-13.3	-14.2	-15.7	-16.7	-15.0	-14.2	-14.7	-13.8	-14.4	-15.8	-1.4
設備操業度	-23.9	-19.5	-15.3	-14.7	-14.4	-16.3	-18.4	-18.1	-17.6	-17.0	-17.8	-19.6	-23.8	-4.2
雇用人員	-10.8	-10.9	-11.7	-11.2	-11.1	-11.2	-12.1	-12.5	-9.9	-11.8	-11.3	-11.9	-11.6	0.3
在庫数量	-7.9	-6.0	-4.4	-4.9	-6.8	-6.9	-7.8	-6.4	-6.6	-5.8	-7.4	-7.8	-8.4	-0.6

お客さま第一をモットーに 安定した LP ガスの供給に努めています

勝田ガス事業協同組合

代表理事 益 子 徳

外 役 員 一 同

〒312-0011 ひたちなか市中根5882番地

TEL 029-274-8416 FAX 029-273-7353

URL https://g-katuta.com

E-mail katuta-gas@g-katuta.com



日運茨城事業協同組合

理事長 湯 浅



隆



お任せ下さい 安全・確実・迅速 _輸 送

〒319-1102 茨城県那珂郡東海村石神内宿1945-1

電話 029-282-7121(代) FAX 029-282-7119 E-mail nitiunky@mito.ne.jp URL http://www.mito.ne.jp/~nitiunky/

茨城県中小企業団体中央会 会員・賛助会員の皆様

団体扱保険制度・各種共済制度のご案内

中央会では、会員及び賛助会員、並びに所属する事業所等の皆さまの福利向上、経費削減等のため、団体扱による保険制度(生命保険・損害保険)を設けております。中央会のスケールメリットにより、一般扱よりも割安な保険料でご加入いただける制度です。以下の取扱保険会社と類似の補償内容の保険を契約されている場合には、本制度に切り替えることも可能です。

また(独)中小企業基盤整備機構、(独)勤労者退職金共済機構が実施する共済制度の委託団体として申込書類受付等の業務も行っております。お気軽にご相談、お問合せください。

大樹生命

あいおい ニッセイ 同和損保

共栄火災

損保 ジャパン 東京海上日動

三井住友海上

① 団体扱生命保険制度 (月 払) オーナーズ Click!

組合・組合員・従業員を契約者とする生命保険です。

大樹生命

オーナーズプラン [法人または個人事業主]

パートナーズプラン [役職員(個人)]

2 業務災害補償制度



労災事故に関わる幅広い補償制度です。 **従業員の就業中のケガに対する補償** (死亡・後遺障害、入院、通院)に加えて、 労働災害における**事業者側の賠償責任** (使用者賠償責任)についても補償します。

あいおいニッセイ業務災害補償プラン共 栄 火 災業務災害補償制度損保ジャパン業務災害補償制度東京海上日動経営ダブルアシスト三井住友海上ビジネスJネクスト

3 取引信用保険制度

お取引先の倒産等により 売掛債権が回収できず、損害を被った場合に その**損害の一定割合を補償する制度**です。

損保ジャパン

取引上手

Click!

東京海上日動

貸倒補償制度

4 ビジネス総合保険制度

Click!

「損害賠償責任に関する補償(PL賠償、リコール、情報漏えい、施設賠償、業務遂行賠償等)」、「事業休業に関する補償」、「財物・工事に関わる補償」など、**事業活動を行う中で発生する** 様々なリスクを包括して補償します。

あいおいニッセイビジネス総合保険制度損保ジャパンビジネス総合保険制度東京海上日動超ビジネスアシスト三井住友海上ビジネス総合保険制度

5 サイバー保険制度

社会環境・法制の変化等により、事業者は常に 情報漏えいリスクにさらされています。

Click!

本制度は、**内外を問わない情報漏えい事故への** 補償をします。

あいおいニッセイサイバー保険制度損保ジャパン情報セキュリティサポート保険制度

東京海上日動 サイバー保険制度

三井住友海上 サイバー保険制度

制度名をクリックすると各制度の 概要をご覧いただけます。

お問合せは、電話・FAX(裏面)・

お問合せフォームをご利用ください。

ctick!





●中小企業海外PL保険制度 海外PL保険制度は、輸出した製品により 海外で生じた対人・対物事故によって負う 法律上の損害賠償責任を補償します。 損保ジャパン 海外PL保険制度 東京海上日動 海外PL保険制度

海外PL保険制度

休業補償プラン

7 所得補償制度 Click!

三井住友海上

病気やケガで働けなくなった際の **所得の減少を補償**します。

長期休業補償 (GLTD) および介護補償もご用意しております。

あいおいニッセイ 所得補償プラン

損保ジャパン 休業補償制度

三井住友海上 所得補償プラン

制度名をクリックすると 各制度の概要をご覧いただけます。

東京海上日動

お問

お問合せは、電話、FAX(下欄)または

お問合せフォームをご利用ください。

Click!

3 海外知財訴訟費用保険制度

製品やサービスの提供等によって、海外において (日本、北朝鮮を除く)、第三者の知的財産権を 侵害したことまたは侵害するおそれがあることを 理由として損害賠償請求等の訴訟の提起等を 受けた場合の**訴訟費用等を補償**します。

Click!

損保ジャパン 海外知財訴訟費用保険制度 東京海上日動 海外知財訴訟費用保険制度

三井住友海上 海外知財訴訟費用保険制度

倒産防止共済制度 (経営セーフティ共済)

取引先倒産による連鎖倒産等を防ぐための共済制度

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

① 小規模企業共済制度

経営者、役員、個人事業主のための 積立による国の**退職金制度**

Click!

独立行政法人 **中小企業基盤整備機構**

● 中小企業退職金共済制度

中小企業の従業員のための国の退職金制度

独立行政法人 **勤労者退職金共済機構**

FAX送付状

※切り取らずにこのままお送りください。後日、お電話いたします。

送付先 茨城県中小企業団体中央会 総務課 行 FAX:029-224-6446 TEL:029-224-8030

ご 貴団体名·事業所名 連 ご住所 絡 先 電話番号 ご担当者名 お知りになりたい制度に○をつけてください。➡ ① **(4**) **(5)** 1 (2) (3) 6 (7)(8) 9 1

※団体扱生命保険及び補償保険制度の保険内容・保険料の詳細(22)いては、保険会社がご説明いたしますのでご承知おきください。

ご記入いただいた上記内容につきましては、本制度の加入勧奨以外の目的には使用いたしません。

「新しい林業」に向って意欲と能力を発揮する



美和木材協同組合

理事長 川西 正則

〒319-2603 茨城県常陸大宮市鷲子46-1 電話 0295-58-2899 FAX 0295-58-2043 URL https://miwamoku.net E-mail info@miwamoku.net

茨城県鐵構工業協同組合

耐震改修・鉄骨製作は国交省大臣認定工場へ

水戸市笠原町600-35 TEL 029-305-2202 FAX 029-243-2444 URL https://i-tekko.jp

鉄骨は改修・再利用・再加工ができます。 ライフスタイルや用途変更に合わせ長く利用 できます。耐震性に優れ、安心・安全です。

各共済のお申込み・ご相談は

(元受):全日本火災共済協同組合連合会 : 関東自動車共済協同組合

水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館8階

TEL 029-224-0610 FAX029-231-3704

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した

小規模企業共済制度

- 1 経営者のための退職金制度
- ② 掛金は全額所得控除
- 3 受取時も税制メリット

●月々の掛金は 1,000円から ●契約者貸し付けの

●共済金の受給権は

経営セーフティ共済

■中小企業倒産防止共済制度の特長

- 掛金の10倍の範囲内で 最高8,000万円まで貸付け
- 貸付条件は 無担保·無保証人
- 😱 掛金は税法上損金 (法人)または 必要経費 (個人事業) に

加入申込み

加入後の一部手続きもオンラインで可能。

制度の詳しい内容は2次元コード又は ホームページからご確認ください。

小規模企業共済 経営セーフティ共済

小規模共済

経営セーフティ共済検索



中小機構

中央会だより

体感!実感!いばらきお仕事フェア 2025 (中小企業組合まつり)開催について

県内の中小企業は県全体の企業数の 99.9%を占め、 中小企業に勤務する従業者数は全体の約7割を占める など、本県経済と雇用の基盤を支えています。

しかしながら、中小企業を取り巻く経営環境は、少 子高齢化を背景とする深刻な労働力不足や急激な物価 上昇分を十分に価格転嫁できていないことに伴う利益 の確保難など厳しい状況下にあります。

そのような課題を解決するためには、中小企業個々の経営努力では限界があり、企業と企業が連携し、組合等の連携組織を活用していくことが重要であるとともに、組合等の活動を広く周知していくことが必要です。さらに、未組織の中小企業に対して連携組織の重要性の理解を深めることも必要であります。

そこで、組合等の連携組織の活動内容等を周知することで、連携組織化を促進するとともに、他の組合等の成功事例を習得することで既存の組合等の活性化を図るため、さらには、職業体験や相談コーナーを設けることで、県内中小企業が抱える人材確保や販路開拓等の経営課題の解決の一助とするため本フェアを開催するものです。

このフェアには、様々な業界の当会会員組合等が出展します。

詳細については、後日、御案内します。また、当会のホームページでも案内しますので、ぜひご来場ください。

▼日時

2025年12月14日 (日) 10:00~16:00

▼場所

南町自由広場 及び M-SPO 施設 (ユードムアリーナ・スタ

▼内容

- (1)体験・物販コーナー
 - ①お仕事体験イベントの実施
- ②業界の役割や団体及び組合員企業等のPRの実施
- ③業界に係る相談対応
- ④商品・製品等の販売
- (2)飲食コーナー
- ○飲食物の提供・販売
- (3)屋内エリアイベント
 - ○お仕事体験イベントのほか、ミニ上棟式、外国人 技能実習生スピーチ大会を実施

新規会員のご案内

▼茨城県外国人労働者受入団体協議会







「失業なき労働移動」の実現をめざす再就職・出向の専門機関

企業と人材を結ぶエキスパート

6つの取り組みで

- 離職する従業員の再就職をサポート
- へはいる。
 人材を確保したい企業に対するサポート
- ⑤「キャリア人材バンク」で高齢者の再就職をサポート
- ② 雇用を維持するための在籍型出向をサポート
- **⑤** 社員の人材育成やキャリアアップの出向をサポート
- **③ 従業員のスキルアップや研修を目的とするセミナー(有料)**

☆ 公益財団法人 産業雇用安定センター 茨城事務所 〒310-0803 水戸市城南 1-1-6 サザン水戸ビル 4階 TEL 029-231-6044 FAX 029-233-3602